

Title	評価規約における収益費用観・資産負債観の意義：斎藤学説 (4)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Saito theory (4)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.5 (2019. 12) ,p.29- 56
JaLC DOI	
Abstract	<p>斎藤学説の評価規約は，事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類のうえに構築されているが，前者(事業資産・金融資産分類)の会計への導入可能性については，前2号(『三田商学研究』第62巻第3号・第4号)において検討した。そこで，次に，配分・評価分類の成立可能性の問題を取上げることとしたい。</p> <p>この配分・評価分類についても，検討すべき論点が多いが，ここでは，配分と評価との区分にかかわる問題(満期保有目的有価証券(割引債)の位置づけの問題)，および配分と評価との関係にかかわる問題(配分に対する評価の意義の問題)の2点を俎上に載せることとしたい。</p> <p>まず第1の問題であるが，ここでは，現行会計実践における評価規約を端的に理解するために，製品・商品等，割引債，および売買目的有価証券の3項目に絞って検討することとしたい。この三者につき，斎藤学説の処理規約の考え方を纏めれば，次のようになるであろうか。すなわち，まず製品・商品等は，言うまでもなく，取得原価で評価され，それが各期に費用として配分されるので，配分資産に属するとされる。割引債については，周知のように，償却原価で評価される。もっとも，この償却原価には，定額法と利息法とがあるが，斎藤学説では，その両者は，どうやら，等価的代替的關係にあるようである。その場合，そのうちの定額法は，配分に属すると一般に認められているので，その定額法と等価的代替的關係にある利息法も，配分に属しているということなる。</p> <p>かくして，斎藤学説においては，償却原価一般が，配分に帰属することになる。その結果，一方，製品等の取得原価と割引債の償却原価とは，配分資産として括ることができるので，ここに，配分資産という概念が，形成される。他方，売買目的有価証券は，時価評価であり，その時価差額が損益となるので，配分資産とは根本的に異なる資産とみなされることになる。ここに，配分に対立する評価という独立のカテゴリーとしての評価資産という概念が形成されるに至るのである。そして，売買目的有価証券のみが，この評価資産のカテゴリーに帰属させられるのである。</p> <p>しかし，こうした主張については，①割引債に関する定額法と利息法とは，本当に等価的代替的關係にあるのかどうか(本当に配分として括れるのかどうか)，②割引債の償却原価と製品・商品等の取得原価とが，本当に配分として括れるのかどうか，そして③割引債の償却原価と売買目的有価証券の時価とが，本当に配分と評価という対立関係にあるのかどうか，という3点が問われなければならない。</p> <p>本稿は，この第1の問題につき，そのうちの①を検討することにした。結論的には，償却原価に関する定額法と利息法とは，けっして，等価的代替的關係にはないと筆者は考えている。計算対象の忠実な描写という視点からは，定額法は妥当ではなく，利息法のみが，定利獲得という損益産出事象を合理的に説明できる，というのが筆者の考えである。ここでは，そのことを，受取利息額の有意味性およびストック評価額の有意味性というふたつの視点から，明らかにすることとしたい。</p>
Notes	論文

Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20191200-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20191200-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 評価規約における収益費用観・資産負債観の意義

— 斎藤学説（4） —

笠井昭次

### <要 約>

斎藤学説の評価規約は、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類のうえに構築されているが、前者（事業資産・金融資産分類）の会計への導入可能性については、前2号（『三田商学研究』第62巻第3号・第4号）において検討した。そこで、次に、配分・評価分類の成立可能性の問題を取上げることとした。

この配分・評価分類についても、検討すべき論点が多いが、ここでは、配分と評価との区分にかかわる問題（満期保有目的有価証券（割引債）の位置づけの問題）、および配分と評価との関係にかかわる問題（配分に対する評価の意義の問題）の2点を俎上に載せることとした。

まず第1の問題であるが、ここでは、現行会計実践における評価規約を端的に理解するために、製品・商品等、割引債、および売買目的有価証券の3項目に絞って検討することとした。この三者につき、斎藤学説の処理規約の考え方を纏めれば、次のようになるであろうか。すなわち、まず製品・商品等は、言うまでもなく、取得原価で評価され、それが各期に費用として配分されるので、配分資産に属するとされる。割引債については、周知のように、償却原価で評価される。もっとも、この償却原価には、定額法と利息法とがあるが、斎藤学説では、その両者は、どうやら、等価的代替的關係にあるようである。その場合、そのうちの定額法は、配分に属すると一般に認められているので、その定額法と等価的代替的關係にある利息法も、配分に属しているということなる。

かくして、斎藤学説においては、償却原価一般が、配分に帰属することになる。その結果、一方、製品等の取得原価と割引債の償却原価とは、配分資産として括ることができるので、ここに、配分資産という概念が、形成される。他方、売買目的有価証券は、時価評価であり、その時価差額が損益となるので、配分資産とは根本的に異なる資産とみなされることになる。ここに、配分に対立する評価という独立のカテゴリーとしての評価資産という概念が形成されるに至るのである。そして、売買目的有価証券のみが、この評価資産のカテゴリーに帰属させられるのである。

しかし、こうした主張については、①割引債に関する定額法と利息法とは、本当に等価的代替的關係にあるのかどうか（本当に配分として括れるのかどうか）、②割引債の償却原価と製品・商品等の取得原価とが、本当に配分として括れるのかどうか、そして③割引債の償却原価と売買目的有価証券の時価とが、本当に配分と評価という対立関係にあるのかどうか、という3点

が問われなければならない。

本稿は、この第1の問題につき、そのうちの①を検討することにした。結論的には、償却原価に関する定額法と利息法とは、けっして、等価的代替的關係にはないと筆者は考えている。計算対象の忠実な描写という視点からは、定額法は妥当ではなく、利息法のみが、定利獲得という損益産出事象を合理的に説明できる、というのが筆者の考えである。ここでは、そのことを、受取利息額の有意義性およびストック評価額の有意義性というふたつの視点から、明らかにすることとした。

<キーワード>

貨幣性資産、費用性資産、償却原価（定額法）、償却原価（利息法）、配分資産、評価資産、利息法と定額法との関係、配分と評価との関係、取得原価主義会計論の理論的欠陥とその是正の途、時価変動組込み説、金融活動組込み説、利益の平準化、交換的損益、時間的損益

### Ⅲ 配分・評価分類の実相

斎藤学説においても、その評価規約に関して、配分・評価分類という資産分類が大きな役割を果たしている（というより、むしろ、決定的な役割を果たしていると言ってよいのかもしれない）ので、次に、この分類の理論的妥当性を検討することにしてしよう。そのためには、まずもって、この二項対立（配分に対して評価という概念が対峙させられたこと）の理論的根拠が、明らかにされていなければならない。しかしながら、今日、理論的にも実践的にも、この二項対立が評価規約の基本的な規定要因であることは、所与の前提とみなされてしまっており、そのために、ことさらに、その理論的根拠に関する説明などなされることなく、要するに、ないがしろにされているというのが実状なのではないだろうか。したがって、残念ながら、その理論的根拠は、定かではない。

しかしながら、配分・評価分類は、そもそも、説明理論として、理論的に成立し得るのであるうか。実は、そうした疑念を筆者は抱いているのである。その場合、満期保有目的有価証券の償却原価評価についての理解の仕方が、配分・評価分類という二項対立の成立可能性の帰趨を握っているように筆者には思われる。以下では、そうした視点のもとに、検討を進めることとした。

#### （1）配分・評価分類の基本的考え方

##### （i）旧実践から新実践への評価規約の変更の概要

いわゆる売買目的有価証券は、現行の『金融商品に係る会計基準』（以下、『金融商品会計基準』と言う）のもとでは、時価で評価されることになり、評価資産という資産カテゴリーが、制度的に認められることになったわけである。ここでは、時価評価が制度的に認められている現行会計実践を新実践、時価評価が認められていなかったそれ以前の実践を旧実践とよぶことにしたい。したがって、配分・評価分類という資産分類成立の経緯を理解するためには、旧実践を規定していた（金融商品に関しては、現在適用中止になっている）『企業会計原則』の評価規約から、新実践

を規定している『金融商品会計基準』の評価規約への変更を組上に載せなければならない。ここでは、製品・商品等、割引債、および売買目的有価証券の3項目に絞って、その評価規約の変更の軌跡を辿ることにしたい。

旧実践においては、いわゆる取得原価主義会計論の論理に規定されていると考えられているので、資産は、理想的には、貨幣（ないし貨幣性資産）と費用性資産とに2分類されていたとみてよいであろう。そして、価値生産活動に属する製品・商品等のいわゆる費用性資産は、取得原価で評価され、その取得原価が、当該資産の費消（販売による流出）に従って、収益と適切に対応する期間に費用として配分されると考えられていた。収益との適切な対応を必須の要素とする、こうした取得原価の期間配分という処理方法が、配分という概念の原型と言ってもよいように筆者には思われるのである。

それに対して、いわゆる金融商品については、独自のあるいは固有のカテゴリーは認められず、何らかの理屈をつけて、費用性資産あるいは貨幣性資産に分類させられていたと言ってもよいのではないだろうか。まず売買目的有価証券（当時は、市場性ある一時的所有の有価証券と言われていた）については、一般に売買という現象が随伴するとみなされているところから、費用性資産に帰属させられ、したがって、製品・商品等の費用性資産とまったく同様に、購入時には取得原価で評価され、売却時には売却した分（つまり、収益と対応する分）だけの取得原価が費用とされたのであった。そのかぎりにおいては（つまり、売買目的有価証券が費用性資産であることを所与の前提に据えるかぎりには、逆に言えば、その前提に何の疑念も抱かないかぎりには）、売買目的有価証券は、配分資産に属していると言うことも、不可能ではないであろう。

他方、満期保有目的有価証券に属する割引債は、一般に貨幣性資産とみなされていたと思われるが、その評価規約を具体的にみれば、『企業会計原則』のもとでは、「債権」という項目のもとに、「債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする」（『企業会計原則』五C）と規定されている。ただし、そのうちの債権金額という評価は、理論的に成立しないと筆者は考えているので、ここでは、取上げない<sup>13)</sup>。したがって、割引債については、入帳時には、取得

13) いま、2年後の第Ⅱ期期末に144の償還額が約束されている割引債を、第Ⅰ期期首に100で購入した（つまり、発行企業の市場利率が20%であった）とすると、割引債を債権額で評価すると、購入企業における仕訳は、とりあえず、次の（イ）のようになる（発行企業も購入企業も、会計期間は、共に、1月1日から12月31日までの1年とする）。

（イ）第Ⅰ期期首	割引債	144,	現 金	100
			差 金	44
第Ⅰ期期末	差 金	22,	受取利息	22
第Ⅱ期期末	差 金	22,	受取利息	22
	現 金	144,	割引債	144

しかし、問題は、この（イ）の仕訳における差金の性格である。差金というのは、どのような経済的性質を表現しているのだろうか。会計では、社債発行差金といった、その実体が不明な勘定科目が日常的に用いられているので、こうした疑問が提起されることはないが、それは、経済事象を合理的に説明すべきものとしての説明理論の構築という視点からすれば、きわめて重要な問題なのである。

当面の問題に戻ると、受取利息に振替えられている点からすれば、この差金は、前受利息とでもみなされ

原価で評価されることになる（この取得原価評価も、純理論的には、問題なしとしないが、この点は、ここでは取上げない）。その場合には、製品・商品等の費用性資産の考え方を借用して、償還時に、割引債の引渡しと交換に債権金額を入金したさいに、一括して損益（「受取利息」）を計上することにならざるを得ないと思われる。これが、割引債等の満期保有目的有価証券に関するいわば正則的な処理方法と言ってよいであろう。

いま、2年後の第Ⅱ期期末に144の償還額が約束されている割引債を第Ⅰ期期首に100で購入したとすると（つまり、発行企業の市場利子率が20%であるとする）、その仕訳は、次の図の左欄

なければならぬと思われるが、第Ⅰ期期首に、そのように、前受利息44が計上されるとなると、現金44が前受けされていなければならない。そのためには、割引債の発行に伴い、現金144が入金していなければならないことになる。したがって、次の（ロ）のような仕訳にならなければならないはずである。

（ロ）第Ⅰ期期首	割引債	144,	現金	144
	現金	44,	前受利息	44
第Ⅰ期期末	前受利息	22,	受取利息	22
第Ⅱ期期末	前受利息	22,	受取利息	22
	現金	144,	割引債	144

つまり、（ロ）によれば、第Ⅰ期期首に、割引債を144で購入し、一旦、その144を現金で支払ったうえで、将来利息に相当する現金44を受取ったことになるのである。

しかしながら、この割引債の発行価格は、100（＝144/1.2<sup>2</sup>）のはずであるから、割引債を144で購入するはずはないと考えなければならない。したがって、（ロ）の第Ⅰ期期首の仕訳には、合理性がないのである。

会計というのは、現在生じた事象を記録するものであるから、そもそも、債権金額といった将来受取るべき金額を計上してはならないのである。

債権金額が債権の評価額とされたのは、おそらく、売掛金などを念頭においたからなのではないだろうか。いま現金売りなら120、掛売りなら132である場合（利子率は10%）に掛売りをしたとすれば、今日、売掛金は掛売り額（債権額）で評価されるので、一般的には、次の（ハ）のように仕訳される（商品の取得原価は100だったとする）。

（ハ）販売時：売上原価	100,	商品	100	（ニ）販売時：売上原価	100,	商品	100
売掛金	132,	売上	132	売掛金	120,	売上	120
入金時：現金	132,	売掛金	132	入金時：現金	132,	売掛金	120
							受取利息 12

売掛金という債権を債権金額（将来収入額）132で評価すれば、上記の（ハ）のように、売掛金自体からは、損益が生じない（売掛金132に含まれている受取利息12は受取利息としては生ぜず、その分だけ、売却損益が増加する）。それに対して、売掛金を利子率で割引いた金額120で評価すれば、（ニ）に示したように、売掛金自体から、受取利息が発生してしまう。

取得原価主義会計論では、純理論的には、価値生産活動に関する貨幣性資産と費用性資産という概念しか存在しないが、そのうち損益を生むのは、純理論的には費用性資産だけであり、貨幣性資産は、そもそも損益を生まないはずなのである。資本循環シェーマに依拠した取得原価主義会計論においては、そうした理論の建前からすれば、貨幣性資産に属する売掛金からは、（ハ）のように、損益が生じないほうが、好ましいことであったわけである。そのために、債権については、債権金額（将来の収入額）という評価規約が許容されたのではないだろうか。筆者は、そのように理解している。

しかし、（ハ）の仕訳は、将来事象を会計に持込んでしまっており、（イ）（ロ）と同様に、理論的には、成立しないと筆者は考えている（つまり、（ニ）が妥当なのである）。したがって、本文では、債権の評価額としては、債権金額は取上げず、もっぱら、取得原価とみることにする。ただし、厳密には、取得原価といった支出額系統の数値ではなく、割引現在価値という収入額系統の数値であるが、その点の相違は、後に、おいおい明らかにしてゆくことにしたい。

<図表26>

	旧実践における割引債の正則的処理方法： a 取得原価法	旧実践における割引債の例外的処理方法： b 償却原価法（定額法）
第Ⅰ期首	割引債 100, 現金 100	割引債 100, 現金 100
第Ⅰ期末	—————	割引債 22, 「受取利息」 22
第Ⅱ期末	現金 144, 割引債 100	割引債 22, 「受取利息」 22
	「受取利息」 44	現金 144, 割引債 144

(a) のようになろう（会計期間は、発行企業・購入企業共に、1月1日から12月31日までの1年とする）。

このaを取得原価法とよべば、a取得原価法というのは、費用性資産に属する製品・商品等の処理方法をそのまま援用しただけであるから、そのかぎりでは、配分資産にかかわる評価規約ということになろう。

ただし、このa取得原価法という処理方法に対して、『企業会計原則』は、その注解23において、そのように債権金額より低い価額で取得した場合には、「その差額（債権金額144と取得価額100との差額のこと…笠井注）に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる」（『企業会計原則』注解23、ただし傍点は笠井が付した）という規定を設けている。これは、一般に、アキュムレーション法とよばれていたが、今日の償却原価法に相当するので、以下では、煩雑さを避けるために、統一的に償却原価法と言うことにする。もっとも、この償却原価法については、定額法と利息法というふたつのものが存在するが、この当時においては、定額法だけが認められていたように思われるので、この定額法による仕訳を示せば、上記の図表の右欄（b償却原価法（定額法））のようになる。

このb償却原価法（定額法）は、その採用が許容されているにすぎないので、正則的処理方法に対する例外的処理方法とみるべきであろう。しかし、その場合に問題になるのは、こうした例外が許容される理由であるが、その根拠は必ずしも明らかではないが、おそらく、a取得原価法では、「利益の計上に偏りがあること」、したがって、「利益が平準化されるべきこと（あるいは、正常な利益が計上されるべきこと）」といった理由が、想定されているのではないだろうか。

いずれにしても、このb償却原価法（定額法）にしても、a取得原価法により算出される全体利益額を大前提にしている。ただ配分された数値に偏りがあるので、そうした期間配分の偏りの是正を企図しているとみなせば、b償却原価法（定額法）にしても、a取得原価法の系譜に属する評価規約ということになり、そのかぎりにおいて、割引債は、配分資産という資産カテゴリーに属するわけである。

以上のように考えれば、製品・商品等、割引債、そして売買目的有価証券の3項目の評価規約は、旧実践においては、いずれも、配分カテゴリーに属しているということになる。

次に、新実践であるが、何の変更もない製品・商品等に対して、金融商品については、周知の

ように、大きな変更があった。すなわち、一方、売買目的有価証券については、その評価規約は取得原価から時価に変更されたので、その時価差額が損益として計上されることになった。その結果、とうてい、配分資産という概念では説明できなくなり、ここに、評価というカテゴリー（つまり、評価資産という概念）が、形成されるに至ったのである。

他方、割引債等の満期保有目的有価証券に関しては、『金融商品会計基準』は、入帳時には取得原価で評価することを定めると同時に、「取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない」（『金融商品会計基準』第三の二2、ただし、傍点は笠井が付した）と規定している。

この点については、次の2点に留意しなければならない。まず第1は、償却原価法が、許容から強制規定に変更されたことである。つまり、償却原価法が、例外的規準から正則的規準へと格上げされたわけである。そして第2に留意すべきは、その償却原価法の具体的内容である。旧実践においては、既にふれたように、一般に、定額法が意味されていたように思われるが、今日では、利息法も是認されている。したがって、償却原価法としては、定額法・利息法のいずれを採用してもよいのか、それとも利息法のみ限定されるのか、という問題が浮上するが、ここでは、当面、いずれを採用してもよいとみているらしい斎藤学説（および米山学説）の考え方に準拠しておこう。

その場合には、b 償却原価（定額法）が配分カテゴリーに属しているいじょう、c 償却原価（利息法）も、配分カテゴリーに属しているということになる。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表27>

	旧実践	新実践
製品・商品等	取得原価 : 配分	取得原価 : 配分
割引債	a 取得原価 b 償却原価(定額法) } : 配分	b 償却原価(定額法) c 償却原価(利息法) } : 配分
売買目的有価証券	取得原価 : 配分	時価 : 評価

ここで、先にも示唆したように、新実践における割引債の評価規約に注目しておこう。現行『金融商品会計基準』においては、満期保有目的金融資産については、償却原価で評価しなければならないとされているが、私見によれば、その償却原価というのは利息法に限定されるべきであり、かつ定額法と利息法とは素性を異にする異質の処理方法なのである。

しかしながら、それとは対蹠的に、斎藤学説は、「プレミアムやディスカウントの期間配分には、均等償却のほか、各期首の債権簿価に毎期一定率を掛けた額を償却してゆく利息法などの方法がある」（斎藤 [1999] 108ページ、傍点は笠井が付した）と述べており、どうやら、利息法のみならず、定額法も認められているようである。もっとも、その利息法と定額法との関係について



は明確に述べられていないので、はっきりしたことは分らないが、その両者は、どうやら、素性を同じくする等価的代替的な関係にあるとみなされているようである。

両者の関係は以下の議論においてきわめて重要な論点なので、この点につき明確に規定している米山学説にもふれておこう。すなわち、米山学説では、「利息法は期間配分の一類型」（米山〔2003〕35ページ、傍点は笠井）であり、「日本で伝統的に行われてきた毎期一定額の利息収益を計上するやり方も、決して排除されるわけではない」（米山〔2003〕36ページ）と明確に述べている。さらに、その理論的根拠としては、「資本設備の減価償却において定額法や定率法が併存するように、規則的な配分であるかぎり代替的な方法間での優劣を問わないのが、現行ルールの基本的な考え方」（米山〔2003〕36ページ、傍点は笠井）であるということが指摘されている。もっとも、設備資産の減価償却における定額法・定率法の事例を持出すことによって、規則的な配分であればその優劣が問われない、とする現行会計ルールの解釈についても、問題なしとしないが、その妥当性は後に検討するとして、ここでは、規則的な配分であることを根拠にして、利息法と定額法とが、その理論的優劣に差がないいわば等価的代替的な関係にあるとみなされている、ということを確認しておこう。

斎藤学説についても、こうした米山学説と同じ考え方をしていると推察して、新実践における割引債の償却原価については、図表27に示したように、b定額法とc利息法とが等価的代替的な関係にあるものと推定している。

## （ii）配分概念・評価概念の諸属性

以上のように、新実践では、同じく金融資産であるが、一方の売買目的有価証券は時価で評価される評価資産であるのに対して、他方の満期保有目的有価証券（割引債）は償却原価で評価される配分資産とみなされている。したがって、両者の属性の相違が抽出されなければならないが、斎藤〔1995b〕においては、金融資産の概念より出発しつつ、両者の属性の相違は、図表6のように纏められている。それを、図表28の（イ）に再掲しておこう。

しかし、この（イ）において、資産の特質に関する将来のキャッシュフローの確定性の有無というメルクマールは、金融資産に属する満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との属性の相違ではあり得ても、配分資産（製品・商品等および満期保有目的有価証券）と評価資産（売買目的有価証券）との相違を示す属性ではあり得ない。なぜなら、同じく配分資産に属する製品・商品等にしても、そのキャッシュアウトフロー（取得原価）の総額だけは確定しているものの、その各期への配分額は不確定であるし、さらに、そのキャッシュインフロー額（収益額）についても不確定であるから、将来のキャッシュフローは、全体としては、確定しているとは言いがたいからである。したがって、将来のキャッシュフローの確定性というメルクマールは、配分資産（製品・商品等および満期保有目的有価証券）と評価資産（売買目的有価証券）とを区分する適切な属性とは言えないのである（もっとも、この点については斎藤学説も認識していたと思われるのであるが、その点については、I（3）（iv）でふれたが、さらに、IV（2）（ii）においても、もう少し詳しく説明する予定である）。

&lt;図表28&gt;

(イ)

	満期保有目的有価証券	売買目的有価証券
評価基準	償却原価	時価
投資の目的	リスクのないCF	リスクのある価格
資産の特質	将来のCFの確定性	将来のCFの不確定性
計算方式上の特質	収益費用観 [F→S] (フロー起点方式)	資産負債観 [S→F] (ストック起点方式)

(ロ)

配分資産	評価資産	
取得原価・償却原価	時価	
換金制約性	換金非制約性	→計算対象上の属性の相違
収益費用観 [F→S] (フロー起点方式)	資産負債観 [S→F] (ストック起点方式)	→計算方式上の属性の相違

かくして、斎藤 [1999] においては、配分資産と評価資産とを識別する資産の特質としては、将来のキャッシュフローの確定性・不確定性に替えて、換金制約性の有無という属性が取上げられている。それが、図表28における(ロ)に他ならない。この概念にも問題がなくはないが、製品・商品等および満期保有目的有価証券は、とにもかくにも、換金制約性という属性は具えているとみてよいので、この属性により配分資産という概念を構成することは、不可能ではない。したがって、ここでは、これを前提にして議論を進めることにしよう。

この(ロ)に依拠するかぎり、評価規約が、計算対象上の特質および計算方式上の特質というふたつの側面にかかわっている点に、くれぐれも留意すべきであろう。

その点、例えば意思決定有用性学説においては、計算対象の論理は、捨象されているので、評価規約を規定する要因とはなっていない。そこでは、計算方式の論理(構文論上の概念)、あるいは目的適合性と信頼性との関係(語用論上の概念)によって、評価規約が規定されているのである。そのことを考えれば、斎藤学説の配分・評価分類においては、その評価規約が、計算対象上の属性および計算方式上の属性の両者にかかわっていることには、注目すべきであろう。

## (2) 論点の整理

この配分・評価分類についても、取上げるべき論点は多いが、ここでは、配分と評価との区分にかかわる問題(満期保有目的有価証券(割引債)の位置づけの問題)、および配分と評価との関係にかかわる問題(配分に対する評価の意義の問題)の2点を俎上に載せることにしよう。

### (i) 配分と評価との区分(満期保有目的有価証券の位置づけ)に関する論点

まず第1の問題であるが、旧実践から新実践への評価規約の変更を図表27のように纏めれば、

ごく素朴に考えると、みつつの論点が思い浮かぶ。すなわち、新実践に関して、①割引債に関するb償却原価(定額法)とc償却原価(利息法)とが、本当に配分として括れるのかどうか、②割引債の償却原価と製品・商品等の取得原価とが、本当に配分として括れるのかどうか、そして③割引債の償却原価と売買目的有価証券の時価とが、本当に配分と評価という対立関係にあるのかどうか、という3点が問われなければならない。以下において順次検討するが、しかし、ここでは、配分・評価分類の形成の経緯を踏まえて、そのみつつの論点の理論的意義を、筆者なりにもう少し深めておきたい。

新実践においては、満期保有目的有価証券に属する割引債と、売買目的有価証券とのいずれにおいても、その評価規約に大きな変革があった。すなわち、後者については取得原価評価から時価評価へと、また前者についてはa取得原価・b償却原価(定額法)の選択適用からb償却原価(定額法)・c償却原価(利息法)の選択適用へという変更があったのであるが、その新たに導入された評価規約(売買目的有価証券の場合には時価評価、割引債の場合にはc償却原価(利息法))の理論的処遇が、論者によって大きく異なっており、その相違が理論体系の全体に影響を与えている、という点に留意しなければならない。

すなわち、斎藤学説においては、前者の割引債に関しては、償却原価(利息法)も、配分カテゴリーに帰属させられているようである。つまり、斎藤学説では、償却原価(定額法)と償却原価(利息法)とは、配分カテゴリー内におけるいわば技術的な相違にしかすぎず、したがって、配分カテゴリー性という本質には相違はないとみなされているようなのである。その意味において、両評価法は、等価的代替的關係にあると言ってよいのではないだろうか。このように、償却原価(利息法)も、配分カテゴリーに属するのであるから、償却原価一般が配分カテゴリーに帰属することになる。したがって、割引債の償却原価と、製品・商品等の取得原価とは、共に、配分カテゴリーとして括ることができるわけである。ここに、配分資産という概念が形成されるに至るのである。

以上のように、c償却原価(利息法)をb償却原価(定額法)と等価的代替的關係にあるとみなすことによって、配分・評価分類における配分概念が、形成されたわけである。

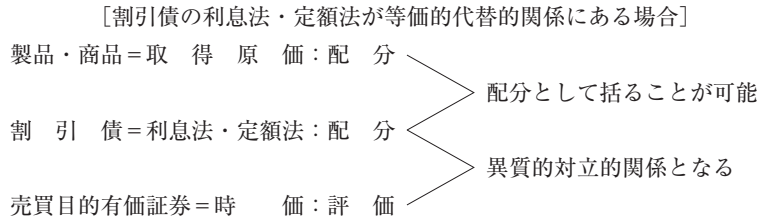
他方、売買目的有価証券に関しては、その時価評価は、原価評価を基調とする配分概念に属するものではあり得ず、ここに、新たな資産概念として、評価資産概念が導入されるのである。したがって、割引債における償却原価と売買目的有価証券における時価とは、いわば異質的対立的関係にあるわけである。

以上を図示すれば、図表29のようになる。

斎藤学説(および米山学説)における配分・評価分類の形成プロセスを、筆者は以上のように推察しているが、そうした推論の要<sup>かなめ</sup>になっているのは、割引債におけるb償却原価(定額法)とc償却原価(利息法)とが等価的代替的關係にあるという理解に他ならない。

すなわち、そのように、b償却原価(定額法)とc償却原価(利息法)とが等価的代替的關係にあるからこそ、一方、c償却原価(利息法)も配分カテゴリーに属することになり、さらには、

&lt;図表29&gt;

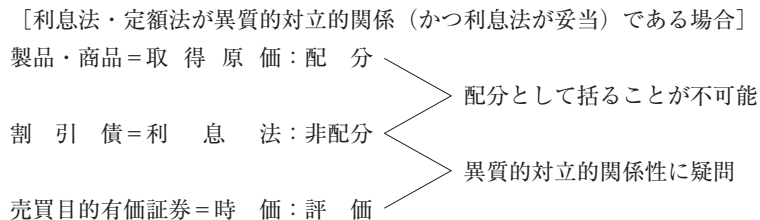


製品・商品等の取得原価と共に、割引債の償却原価を配分カテゴリーとして括ること（原価評価を基調とする配分概念の成立）が可能になったのである。他方、その配分カテゴリーに対峙するのは、売買目的有価証券の時価評価だけになったので、評価というカテゴリーとして特質づけること（時価評価を基軸とした評価概念の成立）が可能になったのである。

そのことを逆からみれば、次のような論理も成立するであろう。すなわち、b償却原価（定額法）とc償却原価（利息法）とが、等価的代替の関係ではなく、素性を異にする異質的対立的関係にあるとすれば、b償却原価（定額法）とc償却原価（利息法）とを配分カテゴリーとして括ることができなくなる。その場合には、一方、b償却原価（定額法）が配分カテゴリーとみなされているいじょう、c償却原価（利息法）は配分カテゴリーではなくなり、つまり、非配分カテゴリーにならざるを得ない。したがって、もし割引債の評価規約としてc償却原価（利息法）のほうが妥当であるとするれば、配分カテゴリーに属する製品・商品等の取得原価と非配分カテゴリーに属する割引債のc償却原価（利息法）とを、配分として括ることができなくなる。そうであれば、配分カテゴリーが成立しないことにもなる。そのように配分カテゴリーが成立しないとすれば、評価カテゴリーの成立にも疑問符が付くことにならざるを得ないし、ひいては、配分・評価分類自体が、理論的に成立しなくなる可能性がある。他方、売買目的有価証券の時価も配分カテゴリーには属していない（つまり、非配分カテゴリーに属している）いじょう、売買目的有価証券の時価と割引債のc償却原価（利息法）とに、非配分カテゴリーとして、共通の属性が存在する可能性も、あり得ることになる。したがって、配分・評価分類以外の分類の成立の可能性も、視界に入ってくるであろう。

以上を示せば、次のようになろう。

&lt;図表30&gt;



このように考えれば、割引債におけるb償却原価（定額法）とc償却原価（利息法）とが、等

価的代替的關係にあるのか、あるいは素性を異にする異質的対立的關係にあるのかという点は、配分・評価分類の成否にも通底しているのである。

そこで、まず① b 償却原価（定額法）と c 償却原価（利息法）との關係を筆者なりに検討しなければならない。結論的には、両者は等価的代替的關係ではなく異質的対立的關係にあり、かつ割引債の評価規約は、理論的には、c 償却原価（利息法）でなければならないと筆者は考えている。その場合には、既にふれたように、b 償却原価（定額法）が配分カテゴリーに属しているとみなされているいじょう、割引債の c 償却原価（利息法）は、非配分カテゴリーに属することになる。そうであれば、②製品・商品等の取得原価と割引債の償却原価（利息法）とを配分概念として括することはできないことになるので、その点を改めて検討しなければならない。それに対して、③売買目的有価証券の時価と割引債の償却原価（利息法）とは、共に非配分であるいじょう、その關係（共通する属性の存在の可能性）も、改めて問われなければならない

この3点を、順次、(3)・(4)・(5)で取上げる。そこでの考察によって、配分・評価に属する勘定項目の区分という視点からみて、配分・評価分類が現行会計の説明理論としては成立しない<sup>14)</sup>ことが、明らかになると筆者は考えている。

#### (ii) 配分と評価との關係（評価概念の意義）に関する論点

次に配分と評価との關係に関する第2の問題であるが、既に、I (3) (v) でみたように、齋藤学説においては、評価カテゴリーは、配分カテゴリーに対して、「補完」という用語で位置づけられている。この「補完」という語によって意味されていることの内容は、具体的には説明されていないので、けっして定かではない。しかし、ごく素朴に考えれば、二項対立させられた二項は、対等的關係であってもしかるべきであろう。それなのに、資産負債アプローチと関連づけられた評価カテゴリーは、収益費用アプローチと関連づけられた配分カテゴリーの補完とみなされ、必ずしも、対等的關係にあるのではなさそうなのである。

齋藤学説では、配分概念と評価概念とは、「補完」という用語によって、一体、どのような關係が想定されているのであろうか。配分概念と評価概念とは、そもそも、対立し得る概念なのであろうか。そうした根本的なことが不明のままに、この二項対立が普及してしまった、というのが実状なのではないだろうか。

したがって、この点を検討しなくてはならないが、そのためには、取得原価主義会計論の特質、ひいてはその理論的欠陥の所在が、探求されなければならない。すなわち、取得原価主義会計論

14) なお、通説においても、割引債の償却原価は配分（収益費用観）に帰属させられているが、そうした理解は、本文で述べるように、理論的に成立しないと筆者は考えている。その点については、既に、多くの拙稿において明らかにしているが、とりわけ、笠井 [2018a] において詳細に検討しているので、参照されたい。

ただし、この笠井 [2018a] は、意思決定有用性学説批判の一環として執筆されたものであるが、意思決定有用性学説は、計算対象の論理にほとんど関心を寄せていない。したがって、その論稿における割引債の償却原価の位置づけにしても、もっぱら計算方式の視点から検討せざるを得なかった。

しかしながら、齋藤学説においては、図表28 (ロ) に示したように、配分・評価分類には、計算方式のみならず、計算対象の論理も反映されているようである。したがって、本稿においては、計算対象の論理を中心にして、割引債の償却原価について配分に帰属させる見方を批判的に検討している。

は、もっぱら、配分概念によって構成されていたと思われるが、しかし、そうした理解では、理論的に何らかの問題があったので、評価概念が導入されたのではないだろうか。そうであれば、理論の進歩という視点からするかぎり、取得原価主義会計論の理論的欠陥を明らかにし、評価概念の導入をその是正策とみる必要があるであろう。そこで、(6)において、取得原価主義会計論の理論的欠陥の所在を検討する。その点については、結論的には、「取得原価主義会計論は、実現時まで取得原価を維持するところから、ストックのリアリティの描写を損ねている」、という点を問題視する見方と、「取得原価主義会計論は、もっぱら価値生産活動という損益産出活動のみを対象にしており、金融活動（資本貸与活動）という損益産出活動を看過している」、という点を問題視する見方とに大別できるであろう。

前者の見方によれば、ストックのリアリティを回復すべく、時価を会計に導入しなければならないことになるが、こうした理解を、ここでは時価変動組込み説とよんでおこう。それに対して、後者の見方にたてば、金融活動（資本貸与活動）という損益産出活動を会計に導入しなければならないことになるので、こうした理解を、ここでは、金融活動組込み説とよぶことにする。

以上のように、評価カテゴリーの会計への導入に関しては、大別すれば、時価変動組込み説と金融活動組込み説というふたつの見方があり得ると筆者は考えているが、前者のような理解をとった場合における配分と評価との関係（評価の意義）を(7)において、後者のような理解をとった場合における配分と評価との関係（評価の意義）を(8)において検討する。しかし、結論的には、いずれの理解をとったとしても、齋藤学説のように、評価カテゴリーを補完と位置づけることは、理論的に不可能であると筆者は考えている。

### (3) 割引債に関する償却原価（定額法）と償却原価（利息法）との等価的代替的關係に関する疑問

新実践において割引債に関する償却原価（定額法）と償却原価（利息法）との関係をどうみるかということ、配分・評価分類の成否にもかかわっている、その関係の実相が、まずもって問われなければならない。その点、既に示唆したように、新実践において割引債に認められる償却原価については、利息法に限定されると筆者は考えているが、それに対して、齋藤学説においては、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、共に認められており、いわば任意に選択適用が認められる関係にあるようである。そのかぎりでは、等価的代替的な関係にあるとみなされているわけである。そのことについては、米山学説では、次のように、さらに明確に主張されている（米山 [2003] 36ページ、ただし、傍点、下線および波線は笠井が付した）。

もっとも、将来キャッシュフローの大きさとタイミングを配分計画にあらかじめ織り込み、時の経過を待つだけで利息収益が規則的に配分されるようなしくみとしては、利息法が唯一のものとはいえない。以上のことだけが要請されるのであれば、例えば、每期一定額の利息収益を計上するやり方（アキュムレーション法と称されるもの）でも十分といえる。

にもかかわらず、ほかならぬ利息法の採用を積極的に意義づけようとするれば、その論拠は別のところに求めなければならない。おそらくは、金銭債権に係る価値増加のパターン（会

計の外で決められるもの)に近似するという理由で、複利計算の形式をとる利息法の採用が支持されているものと考えられる。ただこの論拠は強固なものとはいえない。資本設備の減価償却において定額法や定率法が併存しているように、規則的な配分であるかぎり代替的な方法間で優劣を問わないのが、現行ルールの基本的な考え方といえるからである。日本で伝統的に行なわれてきた毎期一定額の利息収益を計上するやりかたも、決して排除されているわけではないことをここで確認しておきたい。

以上のように、会計の外で決められる、金銭債権の価値増加のパターンに近似するという根拠<sup>15)</sup>づけが否定され、設備資産において定額法・定率法などが等価的に認められていることから、現行会計は、一般に、規則的な方法であるかぎり、代替的な諸方法の優劣を問わないと主張されている。

もっとも、そこでは、設備資産について定額法・定率法が等価的に認められていることの理由が格別に分析されているわけでもない。そうした分析なしに、どうして、設備資産の定額法・定率法について言えたことが、そのまま、定利獲得目的の金融資産に関する償却原価(利息法)・償却原価(定額法)にも言えるのであろうか。いささか安易な議論のように、筆者には思われない。

そこで、ここでは、まず、設備資産に定額法・定率法といった複数の処理方法が認められていることの根拠を(i)で、次に、定利獲得目的金融資産に償却原価(利息法)・償却原価(定額法)という複数の処理方法が認められないこと(償却原価(定額法)が認められないこと)の根拠を(ii)で検討する。そして最後に、理論的に認められない、そうした償却原価(定額法)が生成した経緯を、(iii)で筆者なりに考えることにしよう。

---

15) 利息法の根拠に関しては、本文での引用文から明らかなように、米山[2003]では、「金銭に係る価値増加のパターン(会計の外で決められるもの)に近似するという理由」づけが否定されているが、このことの意味が、不敏な筆者には、いまひとつ、分り兼ねている。すなわち、会計の外で決められる価値増加のパターンとは、そもそも、一体何を指しているのであろうか。それは、割引債の時価の変動のことなのであろうか、あるいは、償却原価の変動のことなのであろうか。

もし前者の時価の動向ということであれば、利息法における複利計算は、時価に近似しているので採用されたということなのであろうか。しかしながら、割引債に利息法が適用されるのは、割引債の保有意図が定利獲得にあるからであり、時価の変動がどのようなものであれ、それとは無関係に、定利獲得という保有目的によって、割引債は、正に利息法によって評価されなければならないのである。したがって、利息法は、時価の近似値という理由で適用されるのでは、まったくない。

それとも、後者のように、償却原価の動向ということであれば、割引債の利息法における複利計算は、複利計算に近似しているから採用されたことになってしまうのであろうか。これは、一体、どのように理解したらよいのであろうか。割引債に利息法(の複利計算)が採用されたのは、正に、会計によって表現されるべき対象(会計の外にあるもの)が、複利計算に基づく元利の獲得を企図するものであったからなのではないだろうか。より本質的にみれば、会計をもって、企業の経済活動を忠実に表現する機構と理解すれば、なぜ、複利計算による定利の獲得というそうした価値増加のパターンを反映させてはいけなかったのか。筆者には理解し難い。

## (i) 設備資産に複数の処理方法が認められていることの根拠

設備資産においては、たしかに、定額法・定率法といった複数の処理方法が等価的に認められているが、ここでは、その理由について考えることにしよう。

現行会計の計算目的は、処分可能利益の算出<sup>16)</sup>にあるが、その結果、会計は、現時点までになされた企業の経済活動を忠実に記録しなければならないことになる。そのかぎり、会計の記録対象は、既に生じた事実（生じた企業の経済活動）に限定されるのである。もっとも、こうした既に生じた事実の記録といっても同様ではなく、例えば現金主義会計のような考え方（あるいはそれに類した考え方）もあり得る。そこでは、現在の現金収支の事実に基づいて、収益あるいは費用を認識するのである。例えば商品・機械等を現金で購入したとすると、その現金支出の事実という現在事象に基づいて、その全額を費用とするわけである。それは、将来事象とはまったく無関係に、もっぱら現金支出という現在の事実だけにに基づいているのであるから、事実に基づく測定規約と言えないこともないであろう。

こうした現金収支という事実に基づく処理規約は、損益計算体系としてみるかぎり、全体計算においては、たしかに、ある種の有意味性が認められよう。しかし、今日の会計制度は、期間損益計算として実施されている。したがって、会計の処理規約にしても、この期間損益計算の妥当な遂行ということに制約されるのである。その場合には、こうした現金収支という事実に基づく処理規約というのは、いわば論理必然的に、損益計算そのものを歪めてしまう。したがって、期間損益計算という枠組を前提にするかぎり、論理的には採用し難く、ここに、近代会計は、現金主義会計という性格を脱ぎ捨て、発生主義会計に移行せざるを得なかったのである。いま、費用の側面についてみれば、現金の出と費用との直接的な関連づけを断念し、その中間に資産というカテゴリーを介在させたのである。より具体的に言えば、現金の出に対しては資産（いわゆる費用性資産）を計上しつつ、この資産（費用性資産）の生産的費消分を費用に振替えるのである。

かくして、近代会計においては（さらには現代会計においても）、価値生産活動に関するかぎり、こうした期間損益計算思考に規定されて、資産（費用性資産）の生産的費消の発生ということが、いわば事実を意味することになるわけである。そして、この発生主義という認識基準に基づいて、費用額と資産額（将来費用額）とに分別されるのである。このようにして、価値生産活動に関する事実ということの具体的内容は、近代会計（および現代会計）では、資産（費用性資産）の費消の発生を意味することになったのである。

しかし、この資産（費用性資産）の費消の発生という事実を把握することは、実は、一筋縄ではゆかない困難な作業なのである。もちろん、例えば材料等の棚卸資産については、その費消の発生が物理的に分離しているので、その発生額の把握は、純理論的には難しいことではない。すなわち、当面、経済性を無視して、個別法に基づき現実の費消量を把握すれば、将来の予測などとはまったく無関係に、文字どおり事実を測定できるからである。

16) 処分可能利益と言っても、一般に説かれているような処分可能利益と業績表示利益との二項対立を想定しているのではない。私見では、処分可能利益というのは、同時に業績表示利益に他ならないのであるが、その点については、笠井 [2005] 第2章3、および笠井 [2013a] II (2) を参照されたい。



しかし、その点、設備資産については、そのように単純なものではない。言うまでもなく、この設備資産については、生産能力の費消の発生が、物理的に分離できないからである。すなわち、ある一定の期間にわたり価値生産のために現実に役立っており、したがって、その一部が、仕掛品・製品等に価値移転していることは、理想的には明らかであるとしても、その価値移転額は、棚卸資産の費消とは異なり、物理的に分離する形で発生しないので、測定不可能なのである。

しかしながら、何らかの形でその測定額を決定しなければならない。それは、会計が、勘定を辿ることによって利益を算出する測定機構に他ならないからである。すなわち、会計上の利益というのは、けっして、1時点において統計的に算出された数値、あるいは棚卸により実際に把握された数値に基づいたものではない。あくまでも、複式簿記機構を所与の前提にしつつ、その機構に存在する勘定によって企業の経済活動を逐次把握しなければならず、かつその勘定を辿ることによって利益額が算出されていなければならない。そのように、後に第三者がそのプロセスを辿ることによって、その利益の妥当性が検証できるようになっていなければならないのである。そのことは、会計の機能が委託された資本に関する報告責任、つまりいわゆる会計責任<sup>17)</sup>の遂行にある、という点に淵源しているのである。

いわゆる棚卸法・財産法的な損益を算出するのであれば、1時点において測定すべき属性値が決まっていればよい（例えば企業価値差額としての損益計算におけるように、1時点における将来獲得できるキャッシュインフローの現在価値を推計し、その2時点比較によって損益計算を行なう場合には、各時点における期待キャッシュインフローの現在価値が推計できれば、いわば統計的に損益を計算することができる）。

しかしながら、会計責任に規定されて誘導法的に財務諸表を作成しなければならない、測定機構としての会計においては、企業の経済活動をその生起に従って逐次把握しておかなければならない。したがって、価値移転現象が生じているなら、その価値移転額を具体的に決めなければならない。価値移転額を決められないかぎり、原価計算が不可能になり、仕掛品・製品等の数値が定まらず、誘導法的に財務諸表を作成できないのである。かくては、測定機構としての会計の本来の役割を果たせなくなってしまう。ここに、何らかの仮定に基づいて、設備資産の取得原価を、計画的規則的に配分し、各期の価値移転額を見積らざるを得なくなるのである。それが、減価償却法と言われるものに他ならない。

そのように、もともと、価値移転額（減価償却額）が経験的に把握できないために、減価償却という方法が案出されたことを考えるならば、そうした減価償却の方法にしても、その是非が現実の現象によって確認できないいじょう、唯ひとつに限定することはできない（価値移転現象が、経験的に把握できるときにのみ、その価値移転現象の在り方に従って、唯一の価値移転方法が決定され

17) 会計責任というと、一般に、取得原価主義会計論の基礎にある機能とみなされている。したがって、原則として時価評価を認める現代会計には、適用できないと理解されているのではないだろうか。しかし、筆者は、そうは考えていない。会計責任と言っても、実は、現金委託としての会計責任と資本委託としての会計責任というふたつの素性のものがあり、後者の資本委託としての会計責任という考え方は、時価評価を含む現代会計の機能を合理的に説明し得ると筆者は考えている。この点については、笠井 [2005] 第2章2、および笠井 [2013a] I を参照されたい。

得る)。つまり、複数の減価償却方法を認めざるを得なくなるのである。その結果、定額法・定率法等が認められたわけである。そうであれば、その複数の諸方法間に、計算対象の実相の視点からは優劣がつけられないのも、当然のことであろう。

このように、設備資産の減価償却の場合には、現行会計ルールは、たしかに、代替的な諸方法間の優劣を問題にしていない。しかし、それは、上記のように、価値移転現象の現実を経験的に識別できないので、諸方法間に優劣をつけようとしても、つけることができないので、優劣をつけないというにすぎない。<sup>18)</sup>優劣をつけられないことに、それいじょうの意味があるとは筆者には思われない。

そうであれば、計算対象の忠実描写という視点から優劣がつかのなら、当然、優劣をつけ、妥当な処理方法が選別されるべきなのである。この点を、棚卸資産の事例によってさらに考えてみよう。棚卸資産の場合にも、FIFO・LIFO等の規則的な配分方法が認められている。しかし、そうだからと言って、貴金属・宝石等の場合に、FIFO・LIFOなどを適用するであろうか。この場合には、識別しようと思えば識別できるのであるから、FIFO・LIFO等が現在いかに普及しているとしても、当然、個別法を用いるはずである。そのように経験的に識別できるにもかかわらず、貴金属・宝石等を除く棚卸資産において、FIFO・LIFO等が使用されているのは、経済性・重要性を勘案してのことであろう。したがって、棚卸資産の場合には、個別法とFIFO・LIFO等とは、いわば正則法と簡便法との関係に他ならない。

このように、計算対象を経験的に識別できるが（個別法の使用が可能であるが）、一般的には簡便法が用いられているという場合には、重要性が高い貴金属・宝石等の処理に関しては、あえて、FIFO・LIFO等を適用しなければならない、という必然性はないはずである。計算対象が経験的に識別できるいじょう、当然のことに、個別法を採用するはずなのである。そのように考えれば、棚卸資産については、個別法とFIFO・LIFO等とが、等価的に認められているわけではないということになる。

以上のように考えれば、会計においては、たしかに、複数の処理方法が認められていることがあるが、しかし、その場合、複数の処理方法につき、選択に優劣があるケース（例えば正則法と簡便法という関係）と、優劣がつけられないケース（任意に選択適用できる等価的代替の関係）とがあるのである。したがって、どちらのケースに相当するのか、という点についての慎重な検討が必要不可欠になるのである。そうした検討なくして、複数の処理方法が認められているからと言って任意の選択適用が可能な等価的代替の関係であると断定してしまうのは、いささか安易な

---

18) 本文で述べたように、減価償却の方法については、価値移転現象との照合によって、その優劣がつけられない。そうした場合、均等に配分することが、ごく自然であろう。定額法も定率法も、そうした発想のもとに認められたのではないかと筆者は推察している。すなわち、定額法というのは、修繕費を度外視して、価値移転現象を単独に想定した場合の均等配分であるのに対して、定率法というのは、修繕費を視野に入れた均等配分が想定されているとも理解できるのである。つまり、定額法と定率法とは、修繕費を含むか含まないかという相違はあるものの、共に、均等配分という発想にたっているのではないだろうか。配分方法の是非が、計算対象によって確認できなかつたら、このように、何らかの意味での均等配分という考え方（利益の平準化）を採らざるを得ないように思われるのである。

議論と言うことになるのではないだろうか。

そうであれば、問題は、定利獲得目的の金融事象につき、その計算対象が経験的に識別できるのか（したがって、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とにつき、その優劣が決定し得るのか）、それとも、識別不可能なのか（したがって、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とにつき、その優劣が決定し得ないのか）、という点である。まずもって、そのことが、問われなければならない。

#### （ii）割引債に関する償却原価（利息法）と償却原価（定額法）との異質性

設備資産における定額法と定率法との関係が、定利獲得目的の金融資産における償却原価（利息法）と償却原価（定額法）との関係にも援用できるとしたら、そのふたつの関係に何らかの類縁性がなければならないはずである。そうした問題意識のもとに、（i）では、設備資産における定額法と定率法とが優劣のつけられない任意選択の関係にあることの根拠を、定額法・定率法によって表現される価値移転現象が経験的に識別できない、という事実に求めたのであった。そうした検討結果からすれば、定利獲得目的の金融資産における償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とに優劣がつけられないとしたら、利息法・定額法によって表現される定利獲得現象が経験的に識別できないものでなければならないことになる。

しかし、定利獲得現象が、経験的に識別できないとは筆者には思われない。定利獲得現象の経験的な把握は可能であり、したがって、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とについては、定利獲得現象の妥当な表現という視点から優劣がつけられると筆者は考えている。結論的には、償却原価（定額法）ではなく償却原価（利息法）が、定利獲得現象を忠実に表現している、ということは理論的に説明し得ると思われるのである。そこで、その点を、ここでは、①計上された受取利息額の有意性および②当該金融資産の評価額の有意性、というふたつの視点から検討することとしたい。

#### （ii-1）償却原価（定額法）の問題点

まず償却原価（定額法）の問題点を検討しよう。そのために、ここでは、図表26で示した事例、すなわち、（イ）2年後に元利合計144（金利20%）で償還される約束の割引債を第I期期首に現金100で購入した事例（会計期間は1年）により、検討することとしたい。しかし、比較のため、さらに、（ロ）第I期期首に100を2年間の約束で貸付け、各期末に20%の利息を現金で受取る事例も取上げよう。その仕訳を示せば、図表31のようになる。なお、貸付金については、一般になされている仕訳（図表31の（ロ））は簡便法にしかすぎないので、ここでは、正則法（図表31の（ロ'））を用いて説明することにする。

この仕訳に基づき、まず、割引債（償却原価（定額法））および貸付金（正則法）の、①計上された受取利息額の有意性について考えてみよう。それを示したのが、図表32である。

貸付金の受取利息の場合（B）には、第I期期首の元本100と第II期期首の元本100（=100+20-20）とは同額である。したがって、受取利息を資本貸与に対する時間的報酬とみるかぎり、そ

## &lt;図表31&gt;

(イ) 割引債：償却原価（定額法）

第Ⅰ期期首：割引債	100, 現	金	100
第Ⅰ期期末：割引債	22, 「受取利息」		22
第Ⅱ期期末：割引債	22, 「受取利息」		22
現金	144, 割引債		144

(ロ) 貸付金：簡便法

第Ⅰ期期首：貸付金	100, 現	金	100
第Ⅰ期期末：現金	20, 受取利息		20
第Ⅱ期期末：現金	20, 受取利息		20
現金	100, 貸付金		100

(ロ') 貸付金：正則法

第Ⅰ期期首：貸付金	100, 現	金	100
第Ⅰ期期末：貸付金	20, 受取利息		20
現金	20, 貸付金		20
第Ⅱ期期末：貸付金	20, 受取利息		20
現金	20, 貸付金		20
現金	100, 貸付金		100

## &lt;図表32&gt;

[元本額と受取利息額との関係]

(A) 割引債（償却原価（定額法））の受取利息額

第Ⅰ期期首の割引債の元本=100 ⇒ 第Ⅰ期期末の受取利息=22

第Ⅱ期期首の割引債の元本=122 ⇒ 第Ⅱ期期末の受取利息=22

(B) 貸付金（正則法）の受取利息額

第Ⅰ期期首の貸付金の元本=100 ⇒ 第Ⅰ期期末の受取利息=20

第Ⅱ期期首の貸付金の元本=100 ⇒ 第Ⅱ期期末の受取利息=20

の受取利息が同額になるのは、理解できる。しかし、償却原価（定額法）による割引債の場合（A）、第Ⅰ期期首の元本100と第Ⅱ期期首の元本122（=100+22）とは異なっているのに、どうして受取利息が同じ額になっているのであろうか。割引債の損益獲得の在り方の特質を直視するかぎり（つまり、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬であるという経済的特質を視野に入れるかぎり）、元本額が異なっているにもかかわらず（同一の期間について）同額の受取利息額が生ずる、ということ合理的に説明することなどおよそ不可能であろう。ここでは、実質的にみて、受取利息が生じたとは言い難い。図表31の（イ）における受取利息に、「」を付した所以である。

次に、②第Ⅰ期期首および各期末における金融資産の評価額の有意味性であるが、それを示せば、図表33のようになる（DCF：割引現在価値）。

まず貸付金についてみてみよう。その正則法によれば、利払前と利払後とを分けなければならないが、（B'）に示したように、第Ⅰ期期首・第Ⅰ期期末・第Ⅱ期期末の金額は、いずれも、割引現在価値に相当する。このことは、貸付金が、人間労働力によって生産されたものではなく、

<図表33>

[金融資産の評価額の性質]

(A') 償却原価（定額法）による割引債の評価額

第Ⅰ期期首の割引債額 = 100 : 取得原価又は DCF

第Ⅰ期期末の割引債額 =  $100 + 22 = 122$  : ?

第Ⅱ期期末の割引債額 =  $122 + 22 = 144 = 144/1.2^0$  : DCF

(B') 正則法による貸付金の評価額

第Ⅰ期期首の貸付金額 =  $100 = 20/1.2 + 120/1.2^2$  : DCF

第Ⅰ期期末の貸付金額 ———— 利払前 =  $120 = 20/1.2^0 + 120/1.2$  : DCF  
 ———— 利払後 =  $100 = 120/1.2$  : DCF

第Ⅱ期期末の貸付金額 ———— 利払前 =  $120 = 120/1.2^0$  : DCF  
 ———— 利払後 =  $100 = 100/1.2^0$  : DCF

したがって、その価格は、生産価格などによって規定されるものではなく、もっぱら将来の期待キャッシュインフローを契約利率で割引いた割引現在価値によって決定されているいじょう、そして、その契約利率に基づく受取利息の獲得を企図しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

しかるに、償却原価（定額法）による場合、第Ⅱ期期末の割引債の金額は、割引現在価値ということにならざるを得ないであろう。しかし、第Ⅰ期期首の数値は、割引現在価値とも言えるが、現金支出に規定された取得原価とも言えるので、曖昧模糊としている。さらに、第Ⅰ期期末の数値 ( $100 + 22 = 122$ ) に至っては、取得原価でも割引現在価値でもなく、これもまた、まったく意味不明である。つまり、償却原価（定額法）による割引債の金額は、まったく統一の意味をもっていないのである。

以上の検討結果によれば、(イ)の償却原価（定額法）では、①受取利息額の有意味性の点からも、②当該金融資産の評価額の有意味性の点からも、割引債に関する経済事象が、合理的に説明されているとはとうてい言えないであろう。つまり、償却原価（定額法）は、割引債の処理方法としては妥当ではないと言わざるを得ないのである。

(ii-2) 償却原価（利息法）の妥当性

以上のように、償却原価（定額法）は、割引債にかかわる定利獲得事象の合理的説明という視点からは、理論的に欠陥があるのである。その点、償却原価（利息法）は、既に推察できるように、①計上された受取利息額の有意味性の点からも、②当該金融資産の各時点における評価額の有意味性の点からも、この経済事象を合理的に説明していると言ってよいであろう。念のため、

それを示せば、次のようになる。

<図表34>

(ハ) 割引債の償却原価（利息法）による仕訳

第Ⅰ期期首：割引債	100 <sup>*1</sup> 、現金	100
第Ⅰ期期末：割引債	20、受取利息	20 <sup>*2</sup>
第Ⅱ期期末：割引債	24、受取利息	24 <sup>*3</sup>
現金	144、割引債	144

$$*1 \quad 100 = 144 / 1.2^2$$

$$*2 \quad 20 = 144 / 1.2 - 144 / 1.2^2$$

$$*3 \quad 24 = 144 / 1.2^0 - 144 / 1.2$$

(C) 受取利息額と元本額との関係

$$\text{第Ⅰ期期首の元本} = 100 \Rightarrow \text{第Ⅰ期期末の受取利息額} = 20 (= 100 \times 0.2)$$

$$\text{第Ⅱ期期首の元本} = 120 \Rightarrow \text{第Ⅱ期期末の受取利息額} = 24 (= 120 \times 0.2)$$

(C') 割引債の評価額の性質

$$\text{第Ⅰ期期首の割引債額} = 100 = 144 / 1.2^2 : \text{DCF}$$

$$\text{第Ⅰ期期末の割引債額} = 100 + 20 = 120 = 144 / 1.2 : \text{DCF}$$

$$\text{第Ⅱ期期末の割引債額} = 120 + 24 = 144 = 144 / 1.2^0 : \text{DCF}$$

償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とでは、割引債にかかわる定利獲得事象の説明能力に、明らかに優劣がある。少なくとも、この経済事象の実相が経験的に把握できないので、いわばやむなく、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とが等価的に認められている、という状況にはない。①計上された受取利息額についても、②割引債の評価額についても、償却原価（定額法）より償却原価（利息法）のほうが、割引債にかかわる定利獲得事象をはるかに合理的に説明している、ということは論理的（客観的）に判断できるのである。その意味において、価値移転現象の様相が経験的に把握できないので、定額法・定率法等の複数の処理方法が認められている設備資産の減価償却方法の場合とは明らかに異なっている。したがって、設備資産の減価償却法に関しては定額法・定率法等の選択適用が認められるとしても、その論理を、定利獲得目的の金融資産における償却原価（利息法）と償却原価（定額法）との関係に援用することは、理論的に不可能なのである。

そうであれば、割引債の定利獲得事象の現実に照らして、処理方法の妥当性を決定しなければならないが、上記での検討結果によれば、明らかに、償却原価（利息法）のほうが、償却原価（定額法）より、定利獲得事象をはるかに合理的に説明しており、理論的に妥当なのである。したがって、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とは、けっして、等価的代替的な関係にあるとは言えない。ひいては、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とを配分カテゴリーとして括することは不可能ということになるが、さらに言えば、償却原価（定額法）が理論的に妥当でない（理論的に成立しない）ということであれば、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）と

いう二項対立そのものが、そもそも成立しない（あるいは存在しない）ということにもなりかねないであろう。

しかし、ここでは、さらに、次の（iii）において、償却原価（定額法）が生成した経緯を考えることにしたい。そのことによって、一方、償却原価（利息法）が金融活動（資本貸与活動）にかかわる処理方法という性格を帯びていること、他方、償却原価（定額法）が、金融活動（資本貸与活動）とは素性をまったく異にする価値生産活動にかかわる処理方法という性格を帯びていることが、明らかになるであろう。つまり、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、それぞれ、価値生産活動と金融活動（資本貸与活動）という異なった損益産出活動にかかわる処理方法であり、そのかぎりでは、いわば異質的対立的関係にあり、とうてい、等価的代替的といった関係などではあり得ないのである。

### （iii）償却原価（定額法）および償却原価（利息法）の素性

以上の（ii）で検討したように、償却原価（利息法）は、償却原価（定額法）より、はるかに、割引債という定利獲得事象を合理的に説明している。したがって、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とは、けっして、等価的代替的關係にあるのではない。そして、そのことは、償却原価（定額法）の素性を探ることによって、一層明らかになるであろう。すなわち、Ⅲ（1）で述べたように、旧実践（取得原価主義会計論）においては、割引債は、原則としてはa取得原価で評価されていたのに、b償却原価（定額法）も、例外的にせよ認められていたのである。そうであれば、a取得原価という原則的評価規約が存在するにもかかわらず、どうして、b償却原価（定額法）も、認められるようになったのであろうか。その経緯を審らかにすることによって、償却原価（定額法）の素性も、見えてくるであろう。

さらに、ここでは、a取得原価とb償却原価（定額法）との関係に関するそうした知見を参照しながら、償却原価（利息法）の素性も検討することとしたい。

#### （iii-1）償却原価（定額法）の特質

そこで、図表26の事例に基づいて、a取得原価法とb償却原価法（定額法）との関係を仕訳で示せば、図表35のようになる。

この場合、a取得原価法に基づく（X）の仕訳では、「受取利息」という損益が、第Ⅱ期の期末時に、割引債の出と現金収入との交換を契機として生じていることに、まずもって留意しなければならない。つまり、その損益は、いわば交換的損益という性格を帯びているわけである。その場合、当面の問題からすれば、そのように、交換によって損益を認識しようとしたために、損益の計上に偏りが生じてしまい、受取利息という事象を合理的に説明できなくなってしまったことが重要である。すなわち、割引債の購入とは、資金の貸付けに他ならないのであるから、その報酬としての受取利息は、そうした資金貸与の時間に比例して生じるはずである。そうであれば、第Ⅰ期期末においても、第Ⅰ期期首から第Ⅰ期期末まで現実に資金を割引債発行企業に貸与し、資金を利用させたのであるから、それに相応する受取利息が発生しても、しかるべきであろう。

## &lt;図表35&gt;

[取得原価主義会計論における割引債の処理]

(X) a 取得原価法：原則

第Ⅰ期期首：割引債	100,	現金	100
第Ⅰ期期末：	_____		
第Ⅱ期期末：現金	144,	割引債	100
		「受取利息」	44

(Y) b 償却原価法（定額法）：例外

第Ⅰ期期首：割引債	100,	現金	100
第Ⅰ期期末：割引債	22,	「受取利息」	22
第Ⅱ期期末：割引債	22,	「受取利息」	22
	現金	144,	割引債
			144

しかるに、(X)の仕訳のように、第Ⅰ期期末に受取利息を計上しないことは、割引債の購入によって資本貸与活動が行なわれている、という経済的事実を適切に表現していないと言わざるを得ない。また、第Ⅱ期期末に一括して計上された「受取利息」の数値44は、全体損益計算においてこそ、全体利益額としてある種の有意味性をもち得るにしても、期間損益計算においては、いかなる意味でも、第Ⅱ期自体になされた資本貸与活動を表現するものではない。

つまり、(X)の仕訳では、資本貸与活動により受取利息が発生した、という経済活動は適切に表現されていないのである。したがって、(X)の受取利息勘定は、理論的に言えば、受取利息とは言えない。つまり、一方、全体損益計算の観点からすれば、投下資金より回収資金のほうが多いので、何らかの損益が生じた、というだけのことにはすぎないし、他方、期間計算における取得原価主義会計論の論理からしても、そこでは、価値生産活動しか想定されていないいじょう（資本貸与活動というものが認識されていないいじょう）、その損益が受取利息だとは言えない。取得原価主義会計論の論理とはまったく別に、資本貸与には利息が随伴するものだ、という我々もっている常識に従って、受取利息と推測しているにすぎない。受取利息勘定に「」を付した所以である。

そして、そのことは、取得原価主義会計論においては、損益の認識・測定原則としては、原価＝実現原則しか存在しないことからの論理必然的な帰結と言ってよいであろう。すなわち、原価＝実現原則というのは、そもそも、価値生産活動にかかわる費用性資産の交換的損益を認識するために定式化されたものである。したがって、もともと、費用性資産にしか適用できないはずなのである。そうであれば、本来、資本貸与活動に属する割引債には、妥当しないのである。しかし、取得原価主義会計論における損益の認識・測定原則が原価＝実現原則しか存在しないいじょう、それを援用せざるを得ない。かくして、本来費用性資産のみに妥当するはずの原価＝実現原則を援用してしまったのであろう。そうであれば、その損益にしても、費用性資産の損益に類したもの（つまり、費用性資産の出と現金収入との交換時に生じる、交換的損益としての売却損益に類し



たもの)にならざるを得ず、資本貸与活動に基づく受取利息を合理的に説明できないのも、きわめて当然のことなのである。

そのように考えれば、例外としてではあれ、償却原価(定額法)を導入せざるを得なかったのである。つまり、割引債に生じる損益が、本質的には、商品の売却損益(交換に基づいた損益)に類したのではなく、あくまで、資金貸与の時間に比例した時間的損益としての受取利息であるかぎり、(X)では損益の計上に偏りがあること(第Ⅰ期末には損益が生じないので過少であること、および第Ⅱ期末に計上される損益額は過大であること)という不都合が生じてしまうので、(Y)を導入する理論的必然性があったのである。

しかし、その場合に留意すべきことは、取得原価主義会計論が、割引債の経済的性質を究明した結果として(Y)が導入されたのではない、という点である。つまり、割引債およびその損益の本質を再検討した結論として、「割引債は、価値生産活動とは異なる損益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出す」、という理解が生じたのではないということである。ただ、(X)では、利益が償還時に一挙に計上されてしまうので、利益の計上に偏りの生ずることが、問題視されたにすぎない。かくして、その利益の偏りを是正するために、(Y)が導入されたにすぎないのである。そうした見方は、一般的にも、受け入れられていたとみてよいのではないだろうか。

そのように、償却原価の導入のそもそもの契機が、単なる利益の偏りの是正、つまり利益の平準化にあったとするなら、その是正の方法は、定額法にならざるを得ないであろう。利息法というのは、それ自体としてはある種の偏りをもたらしものであるから、利益の偏りの是正という発想とはけっして調和するものではない。逆に言えば、割引債について、明確に資本貸与活動(定利獲得事象)であることが認識され、未払利息にもまた利息が付くこと(つまり、複利計算の考え方が理解されたときに初めて、ある種の偏りをもっている利息法の合理性が明らかになり、その導入が理論的に可能になるのである。

要するに、金融活動(資本貸与活動)に基づく時間的損益の獲得ということが明確に認識されるならば、割引債について、償却原価(利息法)の採用が、妥当性を帯びることになるわけである。

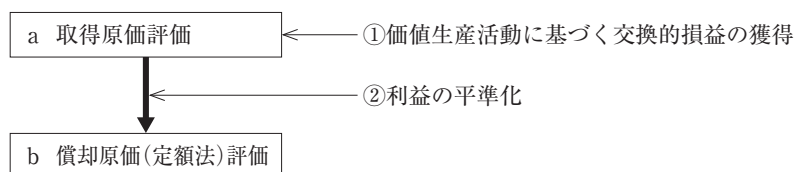
以上のように考えれば、償却原価が例外として認められたこと、かつ、一般的には定額法のみが認められていたということは、資本貸与活動(定利獲得事象)の固有性特殊性が認識されてはならず、価値生産活動における交換的損益としての売却損益の延長線上において(原価=実現原則による利益の偏りを是正するという位置づけにおいて)、割引債の評価原則が考えられていた、ということを実に物語っているのである。

旧実践(取得原価主義会計論)における割引債のa取得原価評価とb償却原価(定額法)評価との関係を纏めれば、図表36のようになろう。

以上のように考えれば、b償却原価(定額法)は、a取得原価評価から派生したのであるから、b償却原価(定額法)の根底には、a取得原価評価の発想が潜んでいるはずであるが、そのa取得原価評価の特質とは、まずもって、①価値生産活動に基づく交換的損益の獲得という点にある。

&lt;図表36&gt;

[割引債の a 取得原価評価と b 償却原価（定額法）評価との関係]



したがって、b 償却原価（定額法）にも、①価値生産活動に基づく交換的損益の獲得という特質が潜んでいるはずである。しかし、その結果として、利益額の計上に偏りが生じてしまったので、b 償却原価（定額法）は、そうした利益額計上の偏りを是正しようとしているのであるから、②利益の平準化という特質も帯びていることになる。このように、割引債の b 償却原価（定額法）は、①および②という特質を具有しているのである。

b 償却原価（定額法）の素性がこのようなものであるとすれば、一方、価値生産活動とはまったく異なる損益産出活動である割引債の定利獲得事象（資本貸与活動）を合理的に説明できなかったこと（つまり、理論的に妥当でなかったこと）も、きわめて当然のことなのである。他方、図表36において、a 取得原価評価から、c 償却原価（利息法）が演繹できなかったことにも留意すべきである。そのことは、b 償却原価（定額法）と c 償却原価（利息法）との等価的代替的關係が、理論的に成立しないことを含意していると言ってよいであろう。つまり、「b 償却原価（定額法）と c 償却原価（利息法）とが等価的代替的である」という関係自体が、そもそも存在しなかったということになる。

結論的には、b 償却原価（定額法）と c 償却原価（利息法）との等価的代替的關係という見方は、そうした根本的なことをも含めて、理論的に否定されなければならないと思われるのである。

### (iii-2) 償却原価（利息法）の特質

次に、図表36を参考にしながら、償却原価（利息法）の素性も確かめておこう。そこで、まず、この償却原価（利息法）を②利益の平準化という観点からみてみよう。既に述べたように、その利益が価値生産活動にかかわる交換的損益であるという前提にたつかぎり、利益の期間配分に関して、償却原価（利息法）自体にある種の偏りがあるいじょう、利益の平準化という観点からは、償却原価（利息法）は、純理論的には、必ずしも好ましいものではない。したがって、「利益の平準化」における利益が、価値生産活動にかかわる交換的損益を含意するかぎり、旧実践（取得原価主義会計論<sup>19)</sup>において、償却原価としては、定額法だけが認められたことは、十分に理解できるのである。

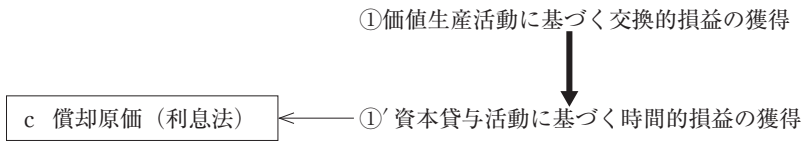
19) その点、償却原価（利息法）における利益の配分が規則的であるという理由により、②利益の平準化に適っているとみたのが、齋藤学説（米山学説）なのではないだろうか。そのために、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とは、あくまで、等価的代替的評価方法となるのである。

その場合には、償却原価（利息法）の特質は、図表36の償却原価（定額法）のそれとまったく同一になるので、齋藤学説および米山学説における償却原価（利息法）と償却原価（定額法）との関係は、共に、a 取

そうであれば、償却原価（利息法）が、純理論的に認められるとしたら、②「利益の平準化」という発想から脱却しなければならないが、そのためには、さらに遡って、その②「利益の平準化」という概念をもたらさざるを得なかった①「価値生産活動に基づく交換的損益の獲得」という特質自体を脱ぎ捨てなければならないのではないだろうか。そして、そうした特質①の再検討の必要性は、償却原価（定額法）が、割引債の定利獲得事象を合理的に説明していないいじょう、つまり、割引債をもって、「価値生産活動に基づく交換的損益の獲得」と特質づけることに問題があるいじょう、きわめて当然のことなのである。そうであれば、既にふれたように、割引債の損益産出活動の経済的性質を根本的に見直し、「割引債は、価値生産活動とは異なる利益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出す」といった理解への転換が不可欠であり、かつそうした転換には、十分な合理性があるように筆者には思われるのである。つまり、c 償却原価（利息法）の根底には、①'「資本貸与活動に基づく時間的損益の獲得」という特質を想定しなければならないのである。それを図示すれば、次のようになろう。

<図表37>

[割引債のc 償却原価（利息法）評価の素性]

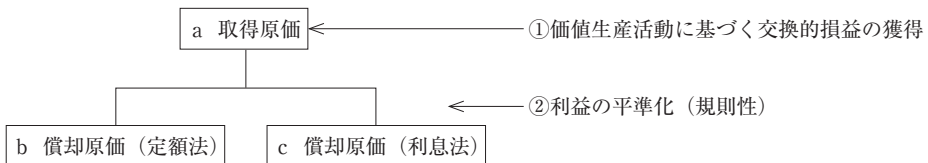


(iii-3) b 償却原価（定額法）の特質と c 償却原価（利息法）の特質との関係

b 償却原価（定額法）と c 償却原価（利息法）との素性を以上のように考えるならば、両者は、

- 得原価評価から派生したものであり、単に配分額の量的相違にしかすぎないものとなる。  
以上を纏めれば、次のようになろう。

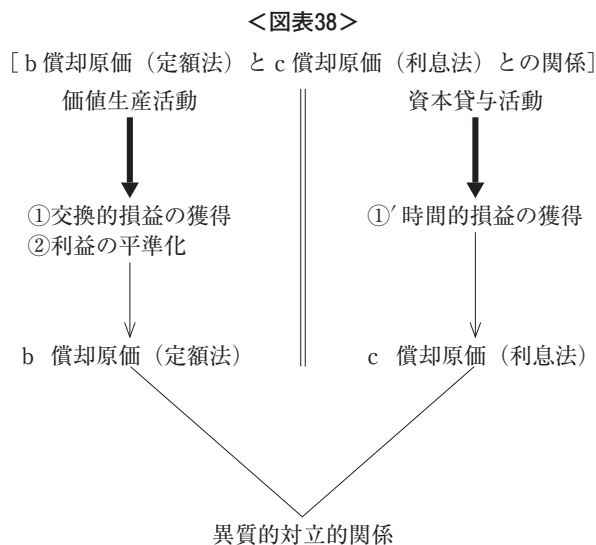
[斎藤学説における a 取得原価・ b 償却原価（定額法）・ c 償却原価（利息法）の関係]



しかし、こうした理解については、②利益の平準化のレベルで見れば、本文で述べたように、c 償却原価（利息法）の発想（規則的であること）が利益の平準化に適しているかどうか、問われるであろうし、また①価値生産活動に基づく交換的損益の獲得のレベルで見れば、そもそも、割引債の損益計算要素としては受取利息のひとつしかないいじょう、（収益と費用というふたつの損益計算要素が不可欠である）交換的損益の獲得と言えるかどうか、問われなければならないのである。

そもそも、まったく異なる損益産出活動にかかわる処理方法ということになるのではないだろうか。すなわち、b償却原価（定額法）の根底には価値生産活動、そしてc償却原価（利息法）の根底には資本貸与活動、という異質の損益産出活動が想定されなければならないのである。

それを対比的に示せば、次のようになろう。



この図表によるかぎり、b償却原価（定額法）とc償却原価（利息法）とは、異なる損益産出活動にかかわる処理方法であるから、いわば異質的対立的関係とでも言うべき関係になり、とうてい、斎藤学説（米山学説）において想定されているような等価的代替的關係ではあり得ないということになる。そして、そのように異質的対立的関係であるとすれば、そして、b償却原価（定額法）が配分カテゴリーとみなされている現状を踏まえれば、c償却原価（利息法）は、非配分カテゴリーに帰属するということになる。

#### (iv) 小括

償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とは、外観的には、単に期間配分額の量的な相違にしかすぎないので、本質的には同種あるいは類似の処理方法（つまり、等価的代替的な処理方法）とみなされがちである。しかしながら、上記の検討結果によれば、(ii) でみたように、割引債の定利獲得事象の合理的説明という視点からすれば、損益額の有意味性およびストック額の有意味性の点において、両者には、明確な優劣の差があり、とうてい、等価的代替的關係にあるとは言えない。

さらに、その素性を辿れば、(iii) でみたように、その特質も、根本的に異なっている。すなわち、図表36で示したように、償却原価（定額法）の根底には、①価値生産活動に基づく交換的損益の獲得、および②利益の平準化という発想が流れているのに対して、償却原価（利息法）の根底には、図表37で示したように、①'資本貸与活動に基づく時間的損益の獲得、というまったく

く異なった発想が流れているのである。したがって、両者の特質は、異質的対立的とでも言うべき関係にあり、とうてい、等価的代替的關係とは言えないということになる。そして、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とがそのように異質的対立的関係にあるとすれば、そのうちの償却原価（定額法）が配分カテゴリーに属していると一般にみなされているいじょう、償却原価（利息法）は、とうてい、配分カテゴリーに属しているとは言えない。結論的には、非配分カテゴリーに帰属していると言わざるを得ないであろう。

そのように考えれば、償却原価（利息法）と償却原価（定額法）とを配分カテゴリーとして括することは、つまり、償却原価一般を配分カテゴリーに帰属させることは、理論的に不可能ということになる。これが、①償却原価（定額法）と償却原価（利息法）との関係という論点に関する筆者の結論である。

20) 償却原価（定額法）と償却原価（利息法）との関係を、等価的代替的關係とみなす齋藤学説は、本文で詳述したように、理論的に否定されなければならないであろう。そこで、問題は、等価的代替的關係にあると見誤ったことの原因であるが、それは、主として、価値生産活動と資本貸与活動とに関する損益の産み方の相違を看過したこと、求められると言ってよいであろう。しかし、それとは別に、配分ということに関する齋藤学説の理解の仕方にも、問題なしとしない。ここでは、この点に、若干の紙幅を割いておこう。

Ⅲ (1) (i) において述べたように、米山学説によれば、規則的な配分であることを根拠にして、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とが、等価的代替的關係にあるとみなされたのであった。また、齋藤学説でも、「期末ごとに時価で評価するのも結果的には1つの配分計算だが、ここでは（満期保有を目的とした債券の評価のケースでは…笠井注）、市場価格から独立した規則的な期間配分のスケジュールが求められているのである」（齋藤 [1995 b] 20ページ、傍点は笠井）と述べられているところからすれば、配分概念については、規則性が殊の外重視されているように思われるのである。

このように、配分概念につき、規則性ということが重視されているのなら、たしかに、償却原価としては、定額法と利息法とが是認され、かつその両者は、等価的代替的關係にあるとみてよいのかもしれない。

しかし、問題は、配分概念の核心的性格を、規則性に求めてしまつてよいのかどうかである。結論的には、その点につき、筆者は否定的である。そこで、この点を、配分概念の源流に位置すると思われる商品の事例によって考えてみよう。いま、第Ⅰ期に、商品3個（@100）を現金で購入し、第Ⅱ期に1個を、そして第Ⅳ期に2個を、それぞれ1個120で売却したとしよう。それを仕訳で示せば、次のようになろう。

第Ⅰ期：	商 品	300,	現 金	300
第Ⅱ期：	現 金	120,	売 上	120
	売上原価	100,	商 品	100
第Ⅲ期：				
第Ⅳ期：	現 金	240,	売 上	240
	売上原価	200,	商 品	200

この場合、商品の取得原価300は、第Ⅱ期に100、第Ⅲ期には0、そして第Ⅳ期に200が配分されたのであるから、そこには、規則性は認められないと言ふべきであろう。そうであれば、規則性ということ、配分概念の本質には、かかわりが無いのではないだろうか。

配分概念にとり核心的に重要なことは、会計の計算目的を損益計算とみるかぎり、妥当な期間損益額の算出が可能なように、収益および費用、あるいは利得・損失を適切な期間に計上する、ということなのではないだろうか。そして、その適切な期間への計上ということの本質は、価値生産活動の場合には、それが交換的損益の獲得を企図しているがゆえに、「取得原価を、収益額に適切に対応するように費用として配分する」という点にあるのである。それに対して、(割引債等の)満期保有目的の有価証券の場合には、それが時間的損益の獲得を企図しているがゆえに、利得(受取利息)を複利計算的に配分するということになるのである。

そのように考えれば、配分概念の核心は、規則性にあるのではなく、適切な期間への計上ということにあるのである。

その場合には、(ii) でみたように、割引債の定利獲得事象の説明に関して、償却原価（定額法）より、償却原価（利息法）のほうが、はるかに優位にたっていること、および、(iii) でみたように、資本貸与活動の時間的損益の獲得にかかわる償却原価（利息法）の特質のほうが、価値生産活動の交換的損益の獲得にかかわる償却原価（定額法）の特質より、定利獲得事象としての割引債に親和性があることを考慮すれば、割引債は、償却原価（利息法）によって処理されるべきことになろう。

しかし、その償却原価（利息法）が非配分カテゴリーに帰属することにならざるを得ないとしたら、製品・商品等の取得原価と割引債の償却原価（利息法）とを含めた配分概念は、成立しないことになってしまう（そのことは、ひいては、配分・評価分類自体の崩壊に行き着いてしまうであろう）。そこで、次に、②製品等の取得原価と割引債の償却原価（利息法）との関係という論点、および③割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価との関係という論点を俎上に載せなければならないが、その点は、次号において検討することとしたい。

### 参 考 文 献

- 大日方 [1996]：大日方隆稿「金融商品の評価と開示（その1）」『企業会計』第48巻第11号  
 笠井 [2000]：笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会  
 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会  
 笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会  
 笠井 [2013a]：笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号  
 笠井 [2013b]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成——測定規約の統一性を求めて（1）——」『三田商学研究』第56巻第4号  
 笠井 [2018a]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号  
 笠井 [2018b]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（3）——」『三田商学研究』第62巻第1号  
 斎藤 [1995a]：斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479  
 斎藤 [1995b]：斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号  
 斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会  
 斎藤 [2002]：斎藤静樹稿「終章 総括と補足」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社  
 辻山 [2002]：辻山栄子稿「IX-1 章 利益の概念と情報価値（1）」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社）  
 ビーバー [1986]：W. H. ビーバー著／伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房  
 山榘 [1967]：山榘忠恕著『近代会計理論』国元書房  
 米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店